

支給認定基準を定める条例（案）について

支給認定基準を定める条例

富里市健康福祉部
子育て支援課

保育の必要性の認定について

1 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することや子どもの区分を認定し、給付を支給することになります。（子ども・子育て支援法第20条第1項・2項）
- 保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について認定基準を策定することとなっています。
 - ①「事由」：保護者の就労、疾病その他の内閣府令で定める事由
 - ②「区分」：「保育標準時間認定」または「保育短時間認定」の区分（保育必要量）
 - ③「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

2 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること（就労）
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥前各号に類する状態にあること。（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合その優先度を調整することが可能

- ①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

3 「区分」について

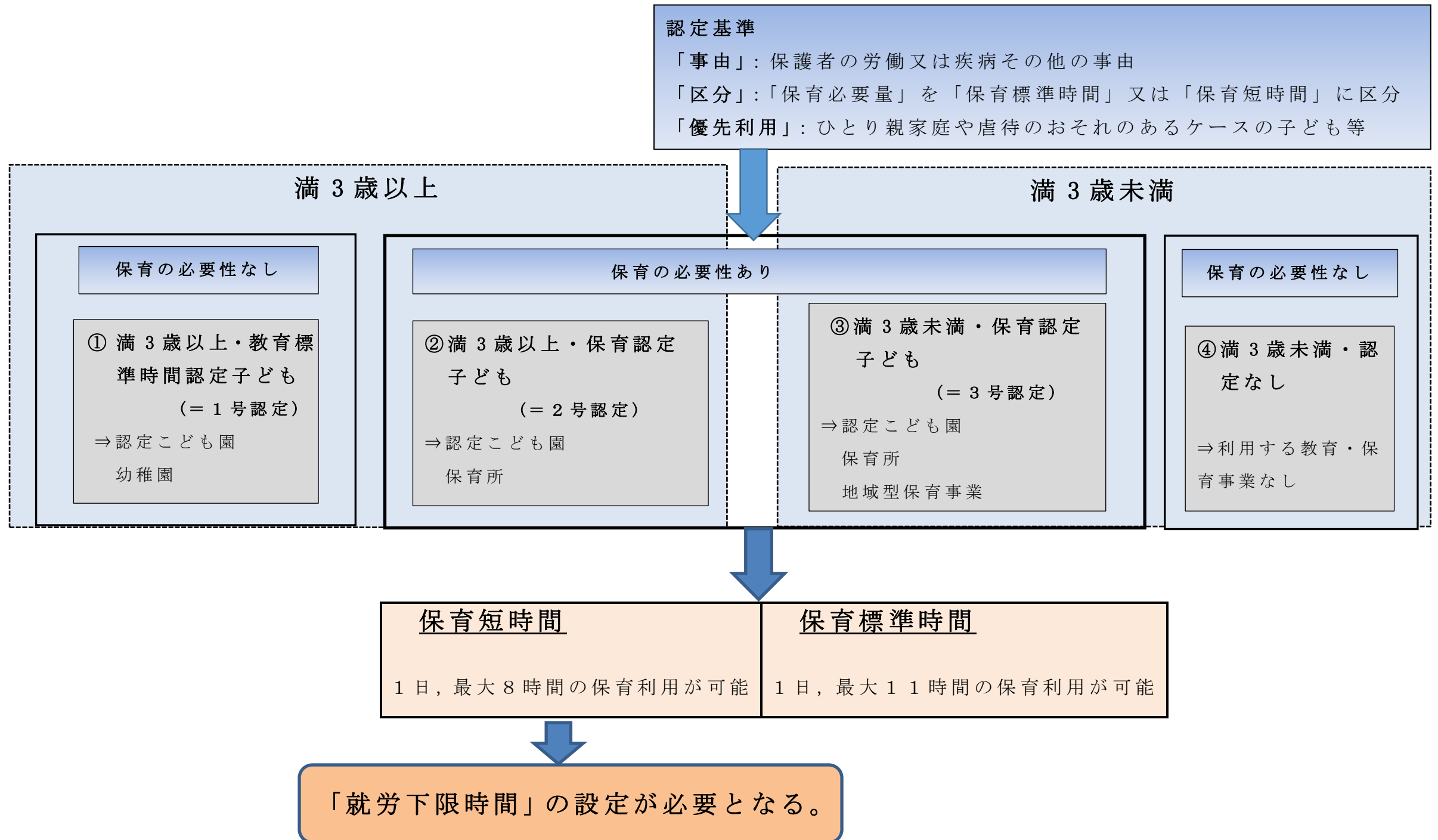
- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

[保育必要量のイメージ] ※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】で保育を利用する場合		11時間（利用可能な時間帯＝保育必要量）					
<ul style="list-style-type: none"> ・両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合は、「保育標準時間利用」とすることを基本とする。 ・「保育標準時間利用」の保育必要量としては、現行制度の保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均275時間（最大292時間・最低212時間）とする。 ・「保育標準時間」の就労時間の下限は、1週間当たり30時間程度とすることを基本とする。 <p>〈平均〉 1日11時間×300日/12ヶ月＝275時間（1ヶ月当たり）</p> <p>〈最大〉 1日11時間×6日/7日（週）×31日＝292時間（1ヶ月当たり）</p>	月曜日	延長保育		原則的な保育時間（8時間）		延長保育	
	火曜日			原則的な保育時間（8時間）			
	水曜日			原則的な保育時間（8時間）			
	木曜日			原則的な保育時間（8時間）			
	金曜日			原則的な保育時間（8時間）			
	土曜日			原則的な保育時間（8時間）			
	日曜日						
【保育短時間】で保育を利用する場合		8時間（利用可能な時間帯＝保育必要量）					
<ul style="list-style-type: none"> ・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、「保育短時間利用」とする。 ・「保育短時間利用」の保育必要量としては、原則的な保育時間である1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均200時間（最大212時間）とすることを基本とする。 ・「保育短時間」の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定める時間とすることを基本とする。 <p>〈平均〉 1日8時間×300日/12ヶ月＝200時間（1ヶ月当たり）</p> <p>〈最大〉 1日8時間×6日/7日（週）×31日＝212時間（1ヶ月当たり）</p>	月曜日	延長保育	延長保育		原則的な保育時間（8時間）	延長保育	
	火曜日				原則的な保育時間（8時間）		
	水曜日				原則的な保育時間（8時間）		
	木曜日				原則的な保育時間（8時間）		
	金曜日				原則的な保育時間（8時間）		
	土曜日				原則的な保育時間（8時間）		
	日曜日						

支給認定基準と認定区分の関係

- 子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村による **3つの区分認定** に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まる。



「保育の必要性」の事由及び必要量

国基準案		市基準（案）
事由	① 就労 ・フルタイムのほか，パートタイム，夜間など基本的にすべての就労に対応 （一時預かりで対応可能な短時間就労は除く） ② 妊娠，出産 ③ 保護者の疾病，障害 ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など，同居又は長期入院・ 入所している親族の常時の介護，看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動 ・ 起業準備を含む ⑦ 就学 ・ 職業訓練校等における職業訓練を含む ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得時に，既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他，上記に類する状態として市町村が認める場合	国の基準案どおり
保育の必要量	● 保育標準時間：1日11時間まで （就労時間の下限は，1ヶ月あたり120時間程度） ● 保育短時間：1日8時間まで （就労時間の下限は，1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で，市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする）	● 保育標準時間：1日11時間まで （就労時間の下限は，1ヶ月あたり120時間程度） ● 保育短時間：1日8時間まで （就労時間の下限は， <u>1か月あたり48時間</u> とする）

○ 施行期日

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日とする。

※ 基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。